

感染性胃腸炎に注意しましょう

感染性胃腸炎とは、ウイルスなどの病原体による感染症です。感染すると、おう吐、下痢、発熱などの症状が現れます。手や口から、他人に感染する恐れがありますので、十分に注意しましょう。

● 予防方法

- 手洗いがいを必ずしましょう。
- 吐物などは適切に処理しましょう。
- 食品は、十分に加熱しましょう。
- タオル等は、患者との共用を避けましょう。
- 症状のある人は、食品の調理をできるだけ控えましょう。



【問い合わせ】

市健康増進課

☎ 0994-41-2110

インフルエンザに注意しましょう

今年も、インフルエンザが流行するシーズンとなりました。インフルエンザは、患者の咳などで空気中に拡散されたウイルスが体内に入ることによって感染します。

感染すると39度以上の発熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などの全身症状にあわせて、のどの痛み・鼻汁などの症状もみられます。さらに気管支炎・肺炎などを併発し、重症化することもあります。

● 予防方法

- 栄養と睡眠を十分にとりましょう。
- なるべく人混みを避け、外出後は必ず手洗い・うがいをしましょう。
- 空気が乾燥すると、インフルエンザにかかりやすくなるので、部屋の湿度を保ちましょう。
- 咳・くしゃみ等の症状のある人は、必ずマスクを

つけましょう。

○ 「咳エチケット」を実行しましょう。

「咳エチケット」とは

- ◇ 咳・くしゃみが出たら、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- ◇ 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにふた付きごみ箱に捨てましょう。

◇ 咳をしている人には、マスクの着用をお願いしましょう。

【問い合わせ】

市健康増進課

☎ 0994-41-2110



交通遺児等育成資金の無利子貸付制度をご利用ください

独立行政法人自動車事故対策機構では、自動車事故が原因で死亡又は重度の後遺障害が残った人の子どもに、育成資金の無利子貸付

を行っています。

ぜひ、ご利用ください。

● **対象者** 10歳児から中学生までを扶養している保護者

● **貸付期間** 貸付が決定した月から中学校を卒業する月まで

● 金額

11月額20,000円

● 利子 無利子

● **返還** 11割賦による20年以内の均等払い

● **返還猶予** 11中学卒業後、進学した場合には、在学期間は返還を猶予できます。

※なお、自動車事故による重度の後遺障害者には、介護料の支給制度もあります。

※詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】

独立行政法人自動車事故対策機構

☎ 0570-000738

住居表示に関する届出について

住居表示が実施されている区域内に建物を新築した場合は、届出が必要です。この地域内においては、届出がないと住居番号が設定されず住民登録ができない場合がありますので、必ず届出を行ってください。なお、住居番号の決定は現地調査等を必要としますので、届出から数日を要します。

また、住居番号の決定を受けた建物については、出入口や門などに「住居表示板」の設置をお願いしています。また、住居表示が実施されている地区ごとに町名・街区番号を表示した「街区表示板」が街区の角（電柱等）に取り付けられています。この「住居表示板」や「街区表示板」が破損・紛失又は見えにくくなった場合はご連絡ください。無料で配付・取り付けを行います。

● 対象となる地域等

本町、朝日町、向江町、西大手町、大手町、古前城町、曾田町、共栄町、北田町、打馬1丁目、打馬2丁目、西原1丁目、西原2丁目、西原3丁目、西原4丁目、上谷町、新栄町、新生町、白崎町、寿1丁目、寿2丁目、寿3丁目、寿4丁目、寿5丁目、寿6丁目、寿7丁目、寿8丁目、札元1丁目

※アンダーラインは一部未実施区域を含む。

● 届出の書類・時期

※届出の種類によって、提出に必要な書類等が異なります。



届出書類	届出時期	届出に必要なもの	届出人
設定届	住居表示実施区域内に住居表示を必要とする建物等を新築したとき（建物完成前でも届出可）	・印鑑（認印可） ・建物等の付近の見取図（案内図）	建物等の所有者・管理者又は居住者
変更届	すでに住居番号が設定されているが、改築等により変更が必要になったとき	・建物等の出入口がわかる図面 ・敷地に対する建物の配置図	
廃止届	住居表示を設定している建物等を取り壊したとき	・印鑑（認印可） ・建物等の付近の見取図（案内図）	

【問い合わせ・届出先】 市都市政策課（4階） ☎ 0994-31-1130

原動機付自転車や軽自動車の名義変更・廃車の手続きはお済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日に軽自動車等を所有している人に課される税です。他人に譲渡した場合や、廃車にした場合でも、4月1日までに名義変更や廃車の手続きが済んでいないと課税されます。なお、軽自動車税は月割課税制度がありませんので、4月2日以降に手続きをしても、4月1日現在の所有者がその一年分の軽自動車税の全額を納めなければなりません。また、所有者が既に亡くなられている場合や市外へ転出する人も、名義変更や住所変更等の手続きが必要になります。確実に手続きを行ってください。

※車種により、問い合わせ・届出先が異なりますので、ご注意ください。

車種	手続きに必要なもの	問い合わせ・届出先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（農耕・その他）	● 名義変更の場合 新旧所有者の印鑑、 車台番号が分かるもの ● 廃車の場合 印鑑、車台番号が分かるもの、 ナンバープレート ※申請用紙は届出先の窓口にあります。	市税務課（1階⑭・⑮番窓口） ☎ 0994-31-1112 各総合支所地域振興課 各出張所
四輪軽自動車 125cc超 250ccまでの軽二輪	右記へお問い合わせください。	鹿児島県軽自動車協会 ☎ 099-261-4011
250ccを超える二輪小型自動車	右記へお問い合わせください。	鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089

名義変更や廃車の手続きを確実にしないと税金がかかるばかりでなく、トラブルの原因にもなります。早急に手続きを行ってください。手続きの代行を依頼した場合は、それが完了したかを依頼先に確認してください。

【問い合わせ】 市税務課（1階⑭・⑮番窓口） ☎ 0994-31-1112